教 職 第 528 号
平成８年２月 26 日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立小中学校長　様
各教育事務所長

埼玉県教育委員会教育長

特別支援学級担当及び解任に係る給料の調整額支給調書等について（通知）

教育職員の給料の調整額に関する規則（昭和 55 年埼玉県教育委員会規則第 10 号）に定める者に係る給料の調整額支給調書等について下記のとおり定めたので、平成８年４月１日以降は、これによって取り扱ってください。

なお、これに伴い、昭和 52 年３月 26 日付け教学二第 406 号「特殊学級担当（解任）に係る給料の調整額支給調書等について（通知）」は、廃止します。

記

１　支給調書の作成等について

給料の調整額支給調書（以下「支給調書」という。）の作成については、次の各号に定めるところにより行うこと。

⑴　対象者

ア　特別支援学級（通級による指導を含む。以下同じ。）を担当する者

イ　特別支援学級担当を年度の中途で解かれた者

⑵　記入方法

ア　「氏名・職員番号」欄には、電算用ゴム印を押印すること。

イ　「特別支援学級担当・解任年月日」欄には、特別支援学級を担当することを命ぜられた期間又はその職務命令を年度の中途で解かれた日を記入すること。

ウ　「週担当時数」欄には、その者の週当たりの担当授業時数を特別支援学級担当分とその他に分けて記入し、合計時数も併せて記入すること。

エ　「特別支援学級担任」欄には、特別支援学級担任の者に限り○印を記入すること。

オ　通級による指導を担当する者については、「備考」欄にその旨を記入すること。

カ　「※判定」欄には、教育事務所又はさいたま市教育委員会学校教育部教職員課において支給の可否を記入すること。

⑶　支給調書の提出期日及び提出先等

ア　校長は、事実の生じた日（特別支援学級を担当することを命じた日又はその職務命令を年度の中途で解いた日をいう。）後 15 日以内に所轄の教育事務所長（さいたま市立学校長にあっては、さいたま市教育委員会学校教育部教職員課長。イ

において同じ。）へ支給調書を２部提出するものとする。

イ　教育事務所長は、校長から支給調書が提出された場合、給料の調整額の支給の可否を判定した後に１部を当該校長へ返送するものとする。

２　給料の調整額の支給に伴う履歴書の整理について

次の記入例により職務命令があった都度記載すること。

⑴　特別支援学級を担当することを命じ、給料の調整額が支給されることとなった場合

例

１９．４．１	特別支援学級担当を平成 19 年４月１日から平成 20 年３月 31 日まで命ずる。教育職員の給料の調整額に関する規則により給料の調整額を給する。	校長

⑵　年度の中途で特別支援学級の担当を解き、給料の調整額が支給されなくなった場合

例

２０．２．１	特別支援学級担当を解く。	校長

（様式及び記入例）

平成　　年　　月　　日

様

校長　　印

本校における特別支援学級の担当（解任）を、下記の者に命じたのでお届けします。

記

特別支援学級担当（解任）に係る給料の調整額支給調書

氏名 職員番号	職名	特別支援学級担当 年　月　日から 年　月　日まで （解任　年　月　日）	週担当時数 特別支援学級時数	その他時数	計時数	特学別級支担援任	備考	※判定
埼　玉　一　郎 ○○○○○○	教諭	担当 １９年　４月　１日から ２０年　３月３１日まで （解任　年　月　日）	１８	６	２４			
浦　和　太　郎 ○○○○○○	〃	担当 １９年　４月　１日から ２０年　３月３１日まで （解任　年　月　日）	２４		２４	○		
川　越　次　郎 ○○○○○○	〃	担当 １９年　４月　１日から ２０年　３月３１日まで （解任　年　月　日）	４	１９	２３			
秩　父　三　郎 ○○○○○○	〃	担当 年　月　日から 年　月　日まで （解任１９年１０月３１日）						
		担当 年　月　日から 年　月　日まで （解任　年　月　日）						
		担当 年　月　日から 年　月　日まで （解任　年　月　日）						

備考　　事実の生じた日後１５日以内に教育事務所（さいたま市立小中学校にあってはさいたま市教育委員会学校教育部教職員課長）へ提出のこと。